

## 理事長（学長）選考方法

### 基本方針

#### 理事長選考会議の権限の担保

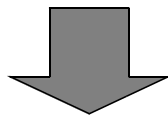
理事長（学長）は、法定必置機関である理事長選考会議の選考に基づき、法人が申し出を行い、知事が任命する。 法71条

地独法に規定された理事長選考会議の実質権限を担保（選考機関の権限を形骸させない。）

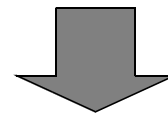
#### 学内意向の反映

大学の自治への配慮から、学内の意向を反映させる仕組みを取り入れる。

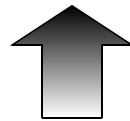
学内教員による推薦制度等の導入。



両者のバランスに配慮



理事長選考会議の権限を担保するとともに、学内意向を反映させる仕組み



#### 検討の視点

- 1 理事長・学長一体型の場合、学長選考が事実上の理事長選考となること。
- 2 理事長選考会議が、学内意向投票(予備選挙)の結果を追認するだけなら、理事長選考会議の権限は実質的に形骸化する。

《理事長選考方法に関する法律上の規定》

（理事長・学長一体型の場合）

学長となる理事長の任命は、理事長選考機関の選考に基づいた当該公立大学法人の申し出に基づき、知事が任命する。 大学の意思の尊重 法第71条第2項

理事長選考機関の選考は、学長となる理事長を選考することになる。

法第71条第3項

理事長選考機関は、経営審議機関及び教育研究審議機関から選出された者により構成する。

法第71条第4項

理事長選考機関における選考方法について法律上の規定はなく、予備選挙の実施・非実施等については、裁量に委ねられている。

## 理事長（学長）選考方法

### 《選考方法》

- 1 経営審議会及び教育研究評議会は、理事長選考会議の要請に基づき、各2名以内の理事長候補者を順位を付さずに理事長選考会議に推薦する。
- 2 専任の教授又は助教授および常勤の講師は、教育研究評議会に対し、10名以上の連名により書面で理事長候補者（「学内推薦候補者」という）を推薦することができる。  
学内推薦候補者が2名以上ある場合には、「学内意向投票」により上位1名を教育研究評議会に推薦する。  
推薦人の氏名は公表しない。  
推薦人は複数の学内推薦候補者の推薦人にはなれない。  
理事長選考会議の委員は推薦人にはなれない。
- 3 教育研究評議会は、学内推薦候補者がある場合には、これを必ず含めて、理事長選考会議に候補者を推薦するものとする。  
  
(学内推薦候補者は最大でも1名なので、教育研究評議会自らが最低でも1名の候補者を推薦できる制度が担保されている)
- 4 理事長選考会議は、面接等により、理事長候補者の中から1名を選考する。

### 《教員推薦》

教授、助教授、講師10名以上の連名による推薦（2名以上の場合は、「学内意向投票」による1名）

（推薦人の氏名は非公表）

（理事長選考会議委員は推薦人にはなれない）

#### 【経営審議会】

2名以内の理事長候補者を順位を付けずに推薦

#### 【教育研究評議会】

2名以内の理事長候補者を順位を付けずに推薦

（学内推薦候補者がある場合にはこれを必ず含める）

#### 【理事長選考会議】

経営審議会選出委員（4名）+ 教育研究評議会選出委員（4名）

現理事長（学長）は選考会議の委員になれない。

選考会議委員が理事長候補者となった場合は選考会議委員の地位を失う。